

保 発 0303 第 8 号
年管発 0303 第 1 号
令和 7 年 3 月 4 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）において定められているが、今般、当該告示が「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 46 号。以下「改正告示」という。）により、改正されたところである。

改正告示は、本年 4 月 1 日から適用されるので、その取扱いに当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

また、本件については、別添のとおり、本日付けで厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長あて通知している旨申し添える。

【別添】

基 発 0228 第 2 号
令和 7 年 3 月 4 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

労 働 基 準 局 長
(公 印 省 略)

厚生労働大臣が定める現物給与の価額について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号（以下「徴収法」という。）」第 2 条第 2 項において、労働保険料の算定の基礎となる「賃金」とは労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいい、厚生労働省令で定める範囲の通貨以外で支払われるものを含むとされている。通貨以外のもので支払われる賃金の範囲については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）第 3 条において、「食事、被服及び住居の利益」等が規定されている。

その評価に関し、徴収法第 2 条第 3 項の規定に基づき、報酬、賞与又は賃金のうち金銭又は通貨以外のもので支払われるものの価額については、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成 24 年厚生労働省告示第 36 号）において定めることとされているが、今般、当該告示が「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 46 号。以下「改正告示」という。）により、食事で支払われる報酬等に係る現物給与価額が見直され、本年 4 月 1 日から適用されることとなった。食事の利益を現物給与として、「賃金」に含める取り扱いとする際には、ご留意いただきたい。

なお、本件告示は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 46 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 22 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条に基づく改正でもあるため、別添のとおり、本日付けで保険局長及び大臣官房年金管理審議官から日本年金機構理事長宛て通知している旨申し添える。